

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。
(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません」ののチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月27日
 仙台地方裁判所第4民事部
 裁判所書記官 柏 賢 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月16日 午前 9時00分から 令和 8年 6月23日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月25日 午前10時00分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月10日 午後 3時00分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月27日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件目録

- 1 所 在 大崎市古川宮沢字新田町
地 番 8番1
地 目 宅地
地 積 278.00平方メートル
- 2 所 在 大崎市古川宮沢字新田町8番地1
家屋 番号 8番1
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階82.65平方メートル
2階54.38平方メートル

但し、共有者全員持分全部



物件明細書

令和 8年 3月12日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平塚 秀喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 大崎市古川宮沢字新田町
地 番 8番1
地 目 宅地
地 積 278.00平方メートル
- 2 所 在 大崎市古川宮沢字新田町8番地1
家屋 番号 8番1
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階82.65平方メートル
2階54.38平方メートル

但し、共有者全員持分全部



令和 7年(ケ)第 101号
令和 7年 9月29日受理
令和 7年10月30日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 内 藤 和 宏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 大崎市古川宮沢字新田町
地 番 8番1
地 目 宅地
地 積 278.00平方メートル

所有者 A

2 所 在 大崎市古川宮沢字新田町8番地1
家屋 番号 8番1
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階82.65平方メートル
2階54.38平方メートル

共有者 B 持分10分の6

共有者 A 持分10分の4

但し、共有者全員持分全部



不動産の表示	「物件目録」のとおり													
住居表示	(住居表示未実施)													
土地	物件1													
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)													
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者(A) <input checked="" type="checkbox"/> その他の者(B) 上記の者らが本土地上に下記建物を共有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)													
その他の事項	本土地は、南側で県道「古川一迫線」と接している。 本土地が所在する地域は、都市計画区域外地域である。													
建物	物件2													
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:													
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>		{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:													
	構造:													
	床面積:													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者らが本建物を住居(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)													
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり													
執行官保管の返処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>		[地方裁判所	支部	平成	年()第	号		保管開始日	平成	年	月	日
[地方裁判所	支部	平成	年()第	号									
	保管開始日	平成	年	月	日									
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件2について

本建物は、本年（令和7年）2月から空き家になっているとのことである。

全体的に経年相応の劣化が認められ、特に1階洗面室の床に沈みが確認された。

また、室内で猫を8匹飼育していたとのことであり、その臭いが残っているのと内壁の各所に引っかき傷が見られた。

物件1土地上に本建物所有者らが設置したスチール製物置（動産）が1基存する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ A (物件1所有者兼物件2 共有者)</p>	<p>物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用しています。</p> <p>物件2の建物は、平成14年4月に私と当時夫であったBとの共有で建てた建物で、その当時は、物件1の土地は私の父の単独所有でしたが、親子でしたので土地利用については、特段の定めはありませんでした。</p> <p>その後、令和2年頃に私とBは離婚し、私は近所に引っ越し、物件2の建物にはBのみが居住していました。</p> <p>しかし、Bが今年(令和7年)2月に施設に入所することになり、本件物件を売却するため、室内の荷物を整理しました。ですので、現在、物件2内には荷物は何も残っていません。</p> <p>物件2の建物は、全体的に老朽化しており、特に1階洗面室の床の沈みがひどいです。</p> <p>また、室内で猫を8匹飼育していたので、臭いも残っているし、内壁の各所にひっかき傷もあります。</p> <p>物件1土地にあるスチール製物置は、私とAとで設置したものです。</p>
<p>■ 大崎市役所担当者</p>	<p>物件1が南側で接している公衆用道路は県道「古川一迫線」です。</p> <p>なお、本土地が所在する地域は、都市計画区域外地域です。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年10月6日(月) 11:00-11:20	大崎市役所	間取図交付依頼(10/14郵便受領)、接道調査
R7年10月6日(月) 12:20-12:30	物件所在地	物件確認、外観写真撮影
R7年10月21日(火) 12:00-12:30	物件所在地	立入調査、本件所有者Aから占有状況等聴取、間取り確認、写真撮影、評価人同行
R7年10月22日(水) 15:50-16:00	仙台法務局	本件物件の全部事項証明書受領
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

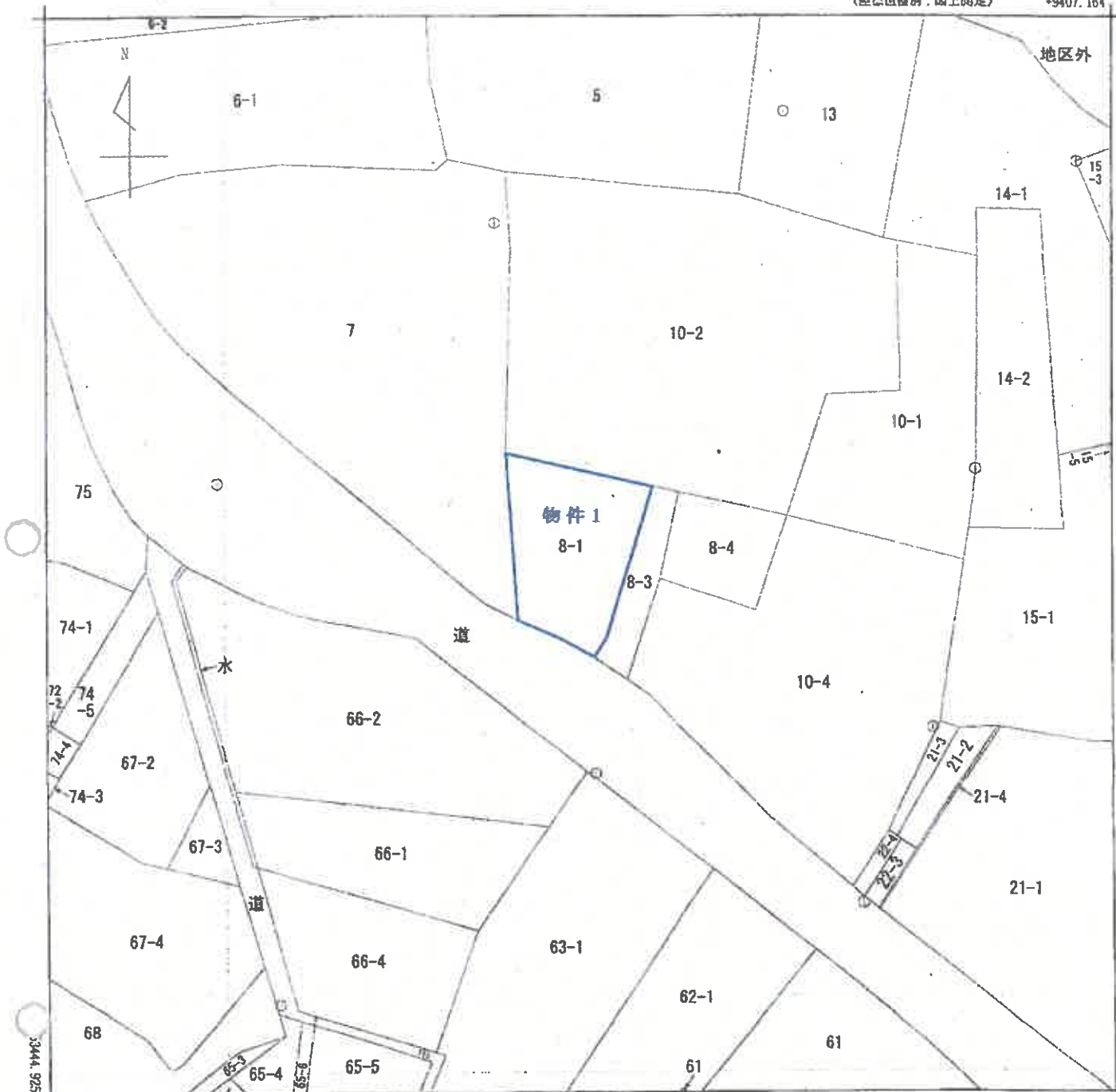
公 図 写

1 65-2

(座標値種別：国上固定)

+9407.164

-15318.925



+9282.164

(座標値種別：国上固定)

(注) 国土交通省国土地院が公表した座標補正パラメータ(touhokuaiheiyouki2011.par)による修正がされています。
 (注) 国土交通省国土地院が公表した座標補正パラメータ(iwatekiyagi2008.par)による修正がされています。

地番区域見出し
 古川宮沢
 字新田町

A4判に縮小

請求部	所在	大崎市古川宮沢字新田町		地番	8番1				
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系 番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和58年2月		備付年月日(原図)	昭和61年4月23日		補記事項			

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局古川支局管轄)

令和7年6月19日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：9-1

(1/1)

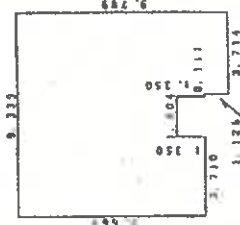
(6 枚目)

登記年月日：平成14年5月17日

各階平面図

337117

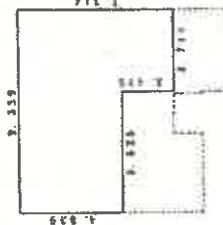
1 階



求積表

9.339	X	7.314	=	68.305446
3.710	X	1.350	=	5.008500
3.625	X	1.350	=	4.893750
3.714	X	1.125	=	4.178250
合 計				82.655946
床面積				82.65 m ²

2 階



求積表

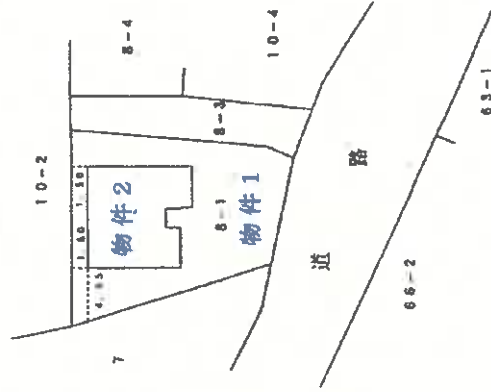
9.339	X	4.839	=	45.191421
3.714	X	2.475	=	9.192150
合 計				54.383571
床面積				54.38 m ²

建各階平面図

8番1

大田区古川神宮次字新田町8番地1

物件2



平成十四年五月十七日登記

A4判に縮小

H14.5.17

製作者

4月25日(製作)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(仙台法務局古川支局管轄)

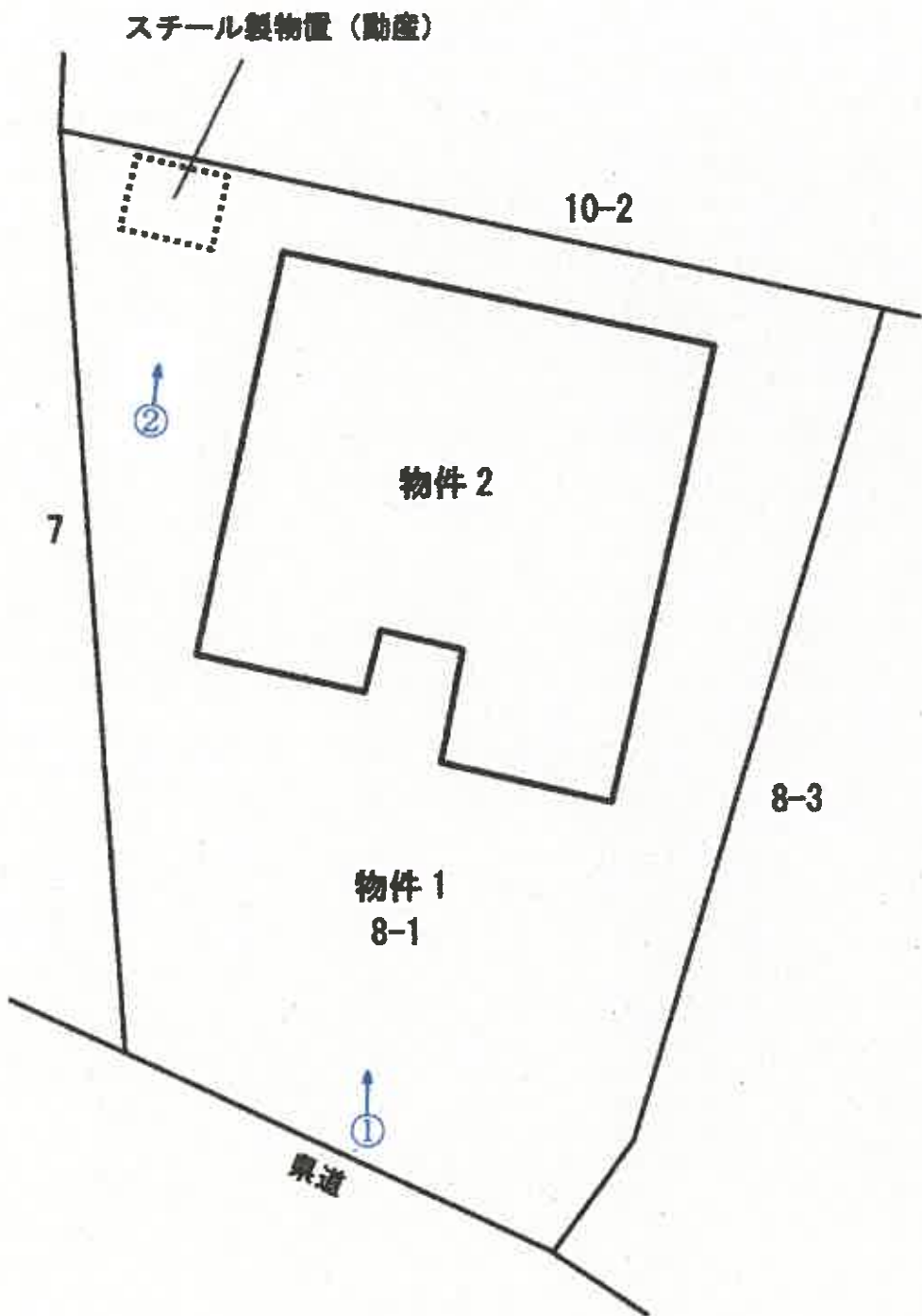
令和7年6月19日 東京法務局中野出張所

登記簿

(7 枚目)

請求番号：9-2

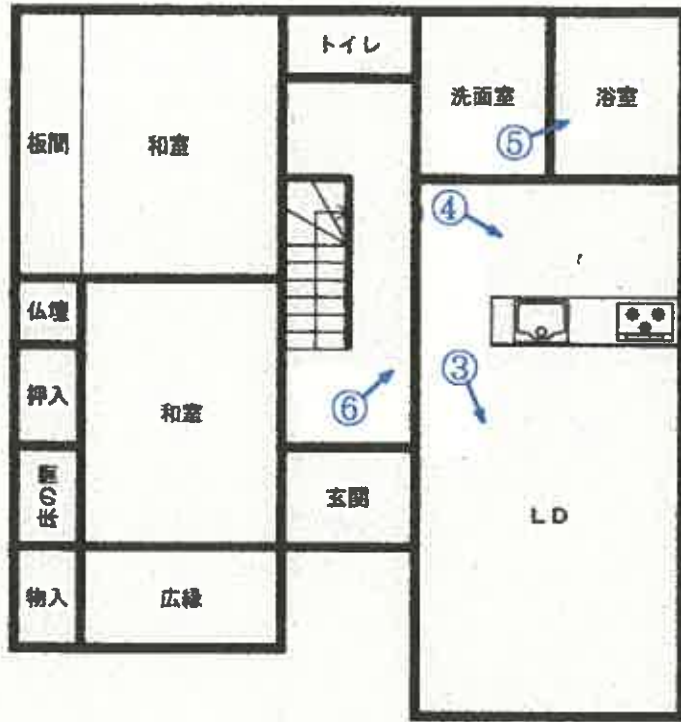
土地建物位置関係図



凡例
←○写真(撮影場所)

間取図

1階



2階

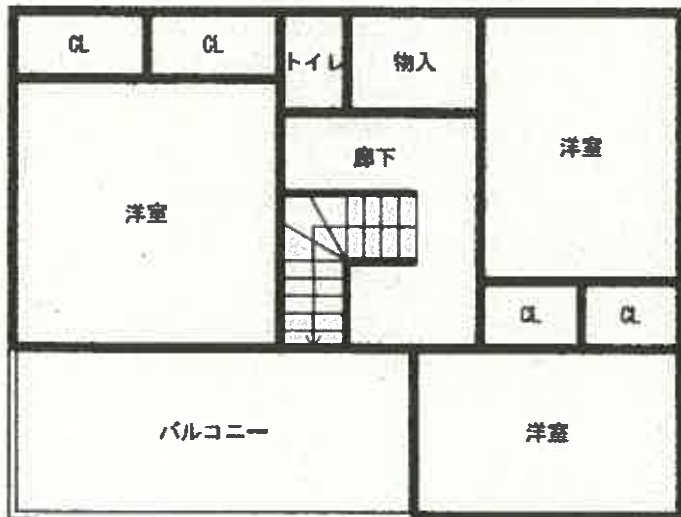


写真 1

物件2



物件1

写真 2

スチール製物置(動産)



物件1

写真 3

以下物件2の内部状況

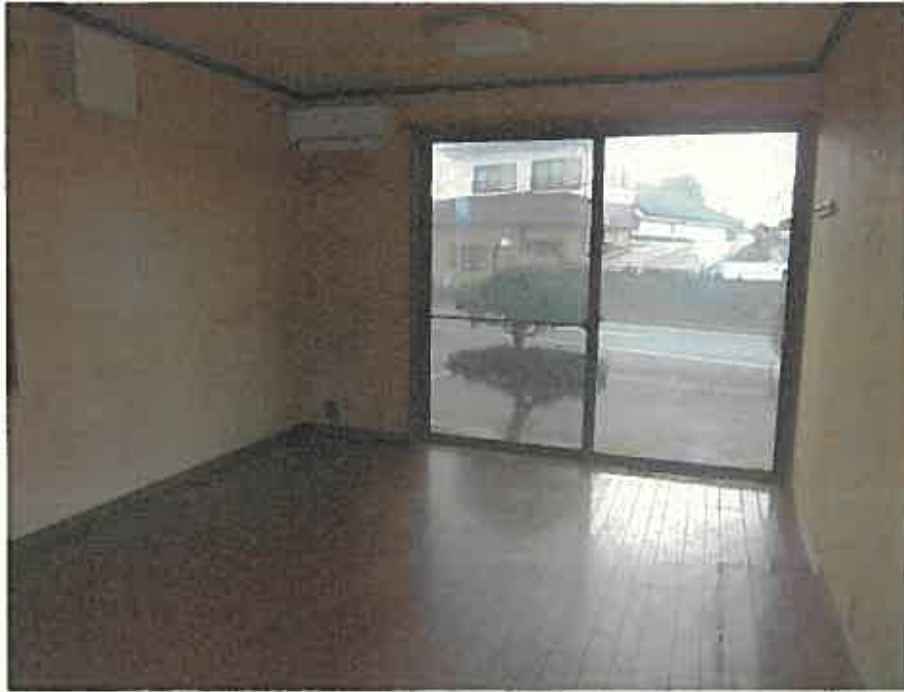


写真 4



写真 5



写真 6 猫によるひっかけ傷



令和 7 年 (ケ) 第 101 号
令和 7 年 10 月 21 日 現地調査
令和 7 年 11 月 13 日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

有川 卓也

第1 評価額

一括価格	
金 729,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 561,000円
物件2(建物)	金 168,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積		
番号	特記事項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR陸羽東線外「古川」駅の北西方・道路距離約6.8km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	目的物件は、大崎市郊外の県道59号古川一迫線沿いに存し、周辺には一般住宅、農家住宅、併用住宅が混在する住宅地域が形成されている。 幅員約9mの舗装県道が標準街路であり、幅員、系統及び連続性は比較的良好である。 最寄駅となるJR「古川」駅からは遠隔に位置するが、市内中心部までは自動車です約15分程度の距離であり、自動車が主要交通手段となる地域にあって、交通利便性・生活利便性に特段の難点は認められない。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 無指定 無指定 無指定 建築基準法22条区域 立地適正化計画(居住誘導区域外)、宅地造成等工事規制区域、景観計画区域(田園景観エリア)
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 その他	278.00㎡ 間口約10m・奥行約19m ほぼ台形 概ね平坦 中間画地 特になし
接面道路の状況	○南側幅員約9～11m、県道、舗装有、片側歩道有、等高接面	
土地の利用状況	物件2の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 なし (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に当該施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地(新田町遺跡)に指定されていることから、土木工事等を行う場合には事前の届出が必要となる。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市洪水ハザードマップによると、目的土地は浸水想定区域外にある。 敷地の北西端部にスチール製物置(動産)が1基設置されている。 目的物件は浄化槽を利用している。 	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区分	主である建物：家屋番号「8番1」	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載等)：平成14年4月24日新築 経過年数：約23年 経済的残存耐用年数：約7年	
構造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
仕様	外壁	吹付タイル仕上
	天井	ビニールクロス、合板等
	内壁	ビニールクロス等
	床	フローリング、畳、塩ビシート等
	設備	電気、給排水、衛生設備等
	その他	特になし
	(注)建物に附属する各種住宅設備については、動作確認までできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	1階	82.65㎡
	2階	54.38㎡
	(延)	137.03㎡
現況用途等	現況用途：居宅(空家) 間取り：別添「間取図」のとおり	
品等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用 状況	「現況調査報告書」記載のとおり	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・ 室内で猫8匹を飼っていたようであり、臭いや著しいひっかき傷が見られた。 ・ 内壁クロスの汚れ、フローリングの破損、汚れ、天井クロスの汚れ、建具の破損、建付不良、1階洗面室の床の沈み等が確認され、管理の状態は著しく劣る。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 土地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を以下のとおり求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	7,370円/㎡	1.00	278.00㎡	0.60	1,229,000円

ア 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

基準地 : 栗原(県)-10

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
7,400円/㎡ × 99.6 /100 × 100/ 101 × 100/ 99 = 7,370円/㎡

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 二方路 +1

◇ 地域格差 : 街路 ▲1、交通接近 ±0、環境 ±0、行政 ±0

イ 個別格差 : 特になし

ウ 地積 : 登記数量による

エ 建付減価 : 目的建物は築後約23年であるが、管理の状態が著しく劣ることから、建物の取壊し、改修等を比較検討のうえ、上記のとおり建付減価補正を行った。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ
2	210,000円/㎡	137.03㎡	0.01	288,000円

ウ 現 価 率 : 経過年数 23年、経済的残存耐用年数 7年、観察減価率 95%、
残価率 0%により現価率を査定した。

◇現価率 : $0.01 = \{ 0 + (1 - 0) \times (7年 / 30年) \} \times (1 - 0.95)$

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	1,229,000円	1.00	0.05	敷地占有利益	61,000円

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を敷地占有利益と判定し、その割合を上記のとおり判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,229,000円	- 61,000円	/	0.80	0.60	561,000円
2	288,000円	+ 61,000円	1.00	0.80	0.60	168,000円
一括価格(合計)						729,000円

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：目的物件は大崎市郊外に存することから需要者が限定的となり、市場滞留期間が長期に亘ると見込まれるので、上記のとおり市場性修正を施した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

基 準 地 : 栗原(県)-10
所 在 : 栗原市高清水台町23番
価 格 : 7,400 円/m²
位 置 : JR東北本線「瀬峰」駅 6.7km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 912m²
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南東7m県道、背面道
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 県道沿いに一般住宅の建ち並ぶ集落地域

第7 附属資料

- 1 位置図(国土地理院)
- 2 公図(法第14条第1項)
- 3 建物図面・各階平面図
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取図

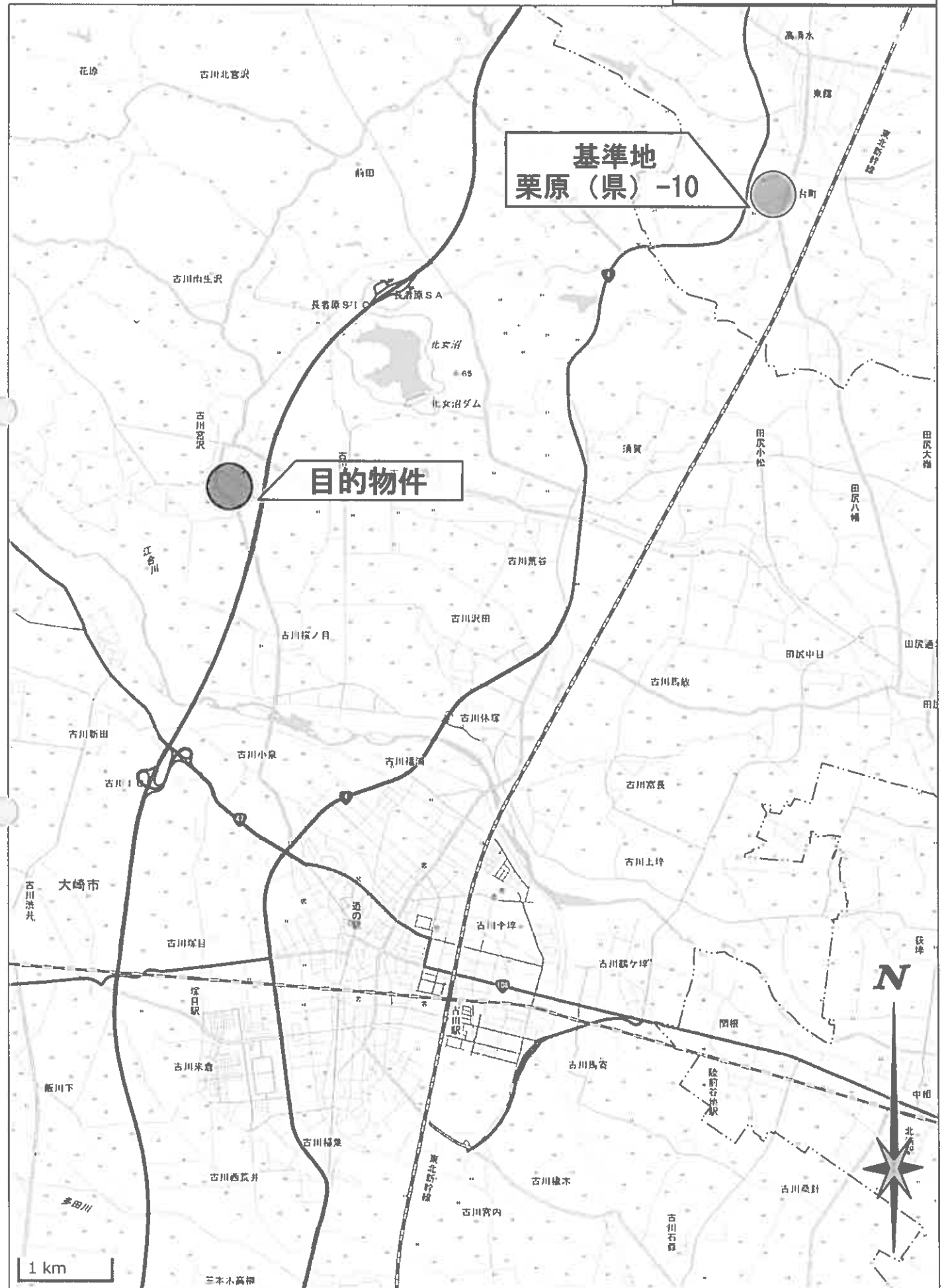
以 上

物件目録

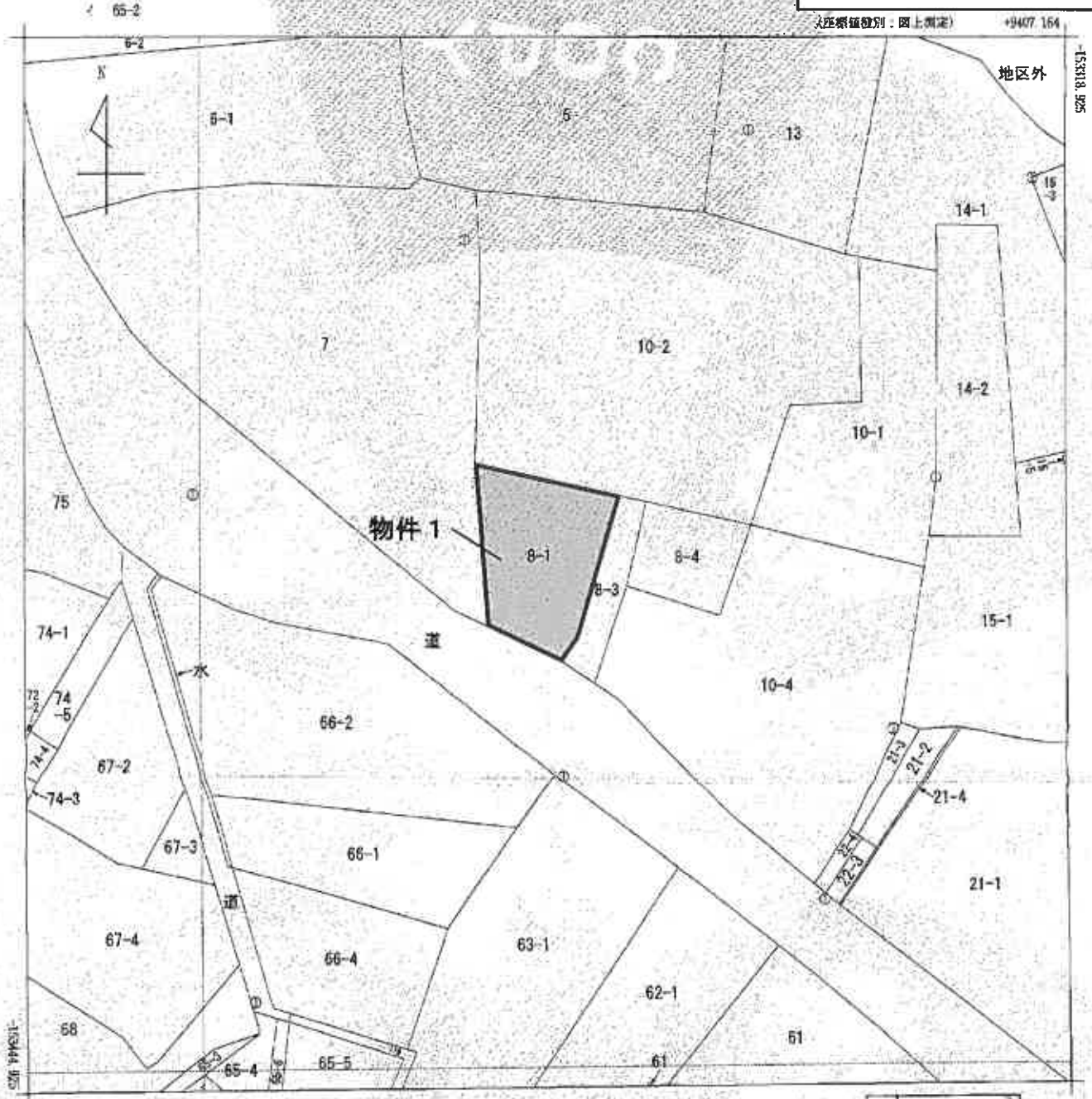
- 1 所 在 大崎市古川宮沢字新田町
地 番 8番1
地 目 宅地
地 積 278.00平方メートル
- 2 所 在 大崎市古川宮沢字新田町8番地1
家屋 番号 8番1
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階82.65平方メートル
2階54.38平方メートル
持分10分の6
持分10分の4

但し、共有者全員持分全部

位置図



公 図
(A3→A4 縮小)



+9382 164 (座標値類別：国上測定)
 (注) 国土交通省国土院が公表した座標補正パラメータ (tsukuba-raibei-yenoki2011.par) による修正がされています。
 (前) 国土交通省国土院が公表した座標補正パラメータ (iwate-raibei-yagi2008.par) による修正がされています。

地番区域見出
 古川宮沢
 字新田町

請求部分	所在 大崎市古川宮沢字新田町		地番 8番1	
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号 X
作成年月日	昭和58年2月	備付年月日 (原簿)	昭和61年4月23日	補記事項
分類		地籍(法第14条第1項)		種類 地籍図

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。
 (仙台法務局古川支局管轄)
 令和7年6月19日
 東京法務局中野出張所
 登記官

建物図面 (A3→A4縮小)

登記年月日：平成14年5月17日

387117

各階平面図

建物階平面図

家屋番号 8番1
 建物の所在地 大崎市古川神宮沢字新田町8番地1

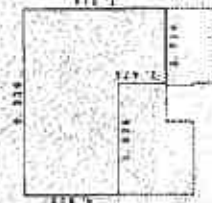
1階



求積表

0.330 x 1.014	=	0.334542
3.710 x 1.350	=	5.008500
2.825 x 1.350	=	3.813750
2.714 x 1.125	=	3.047875
合 計		12.204667
合 床面積		12.20 m ²

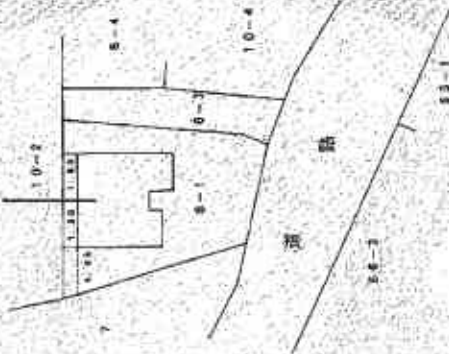
2階



求積表

0.330 x 4.335	=	1.430550
0.714 x 2.475	=	1.767150
合 計		3.197700
床面積		3.20 m ²

物件2



平成14年5月17日登記

H14.5.17

縮尺 1/500

縮尺 1/250

申請人

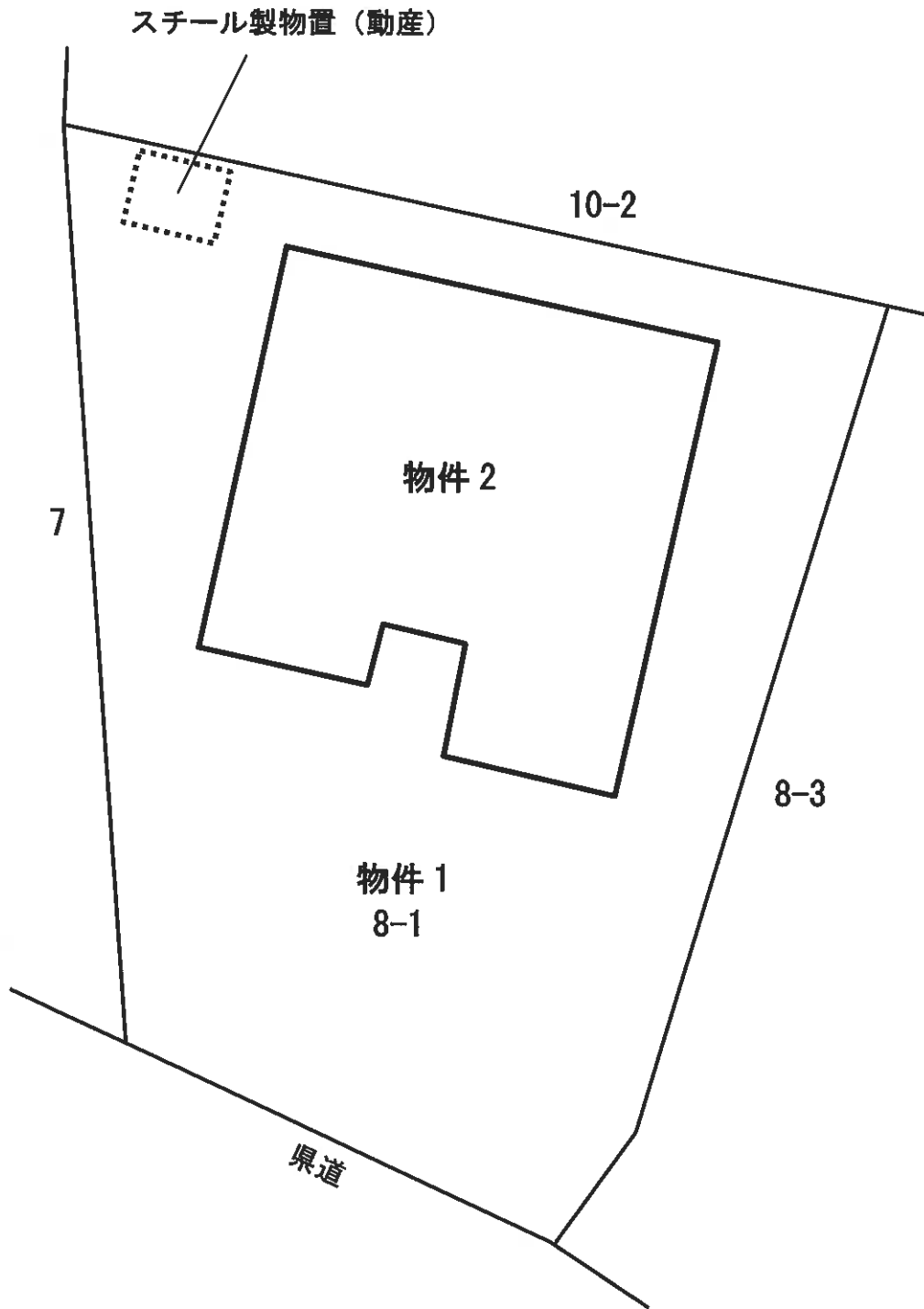
作成者

これは図面に記載されている図数を正確に表現した図面である。
 (弘台建設株式会社 作成)

令和7年6月19日 東松浜事務所 提出

登記簿

土地建物位置関係図



間取図

1階



2階

